

1群単位取得のための看護研修会申請アルゴリズム

【1群申請できる研修かどうか】

認定基準1～3すべてを満たしているか？

認定基準1:看護の内容を主とするもの^{注1)}
 認定基準2:参加が一般に公開されているもの
 認定基準3:特定の薬剤や機器などの宣伝につながるものではないもの

NO

YES

YES

NO

研修会の代表者は看護職か？

看護の内容を主とする^{注1)}研修時間が
実質研修時間^{注2)}の3割以上か？

看護の内容を主とする^{注1)}研修時間が
実質研修時間^{注2)}の5割以上か？

YES

NO

YES

NO

<実質研修時間全体を認定可>
実質研修時間^{注2)}が90分以上あるか？

<看護の内容を主とする¹⁾研修時間のみ認定可>
看護の内容を主とする¹⁾研修時間が90分以上あるか？

YES

NO

YES

NO

<1群申請認定対象>

<1群申請認定対象外>

注1)「看護の内容を主とするもの」糖尿病に関連するかどうかは問わない。

①看護職による講演や発表。但し、サテライト方式の場合には、サテライト会場でも本会場との質疑応答ができること、機器故障時の対応者が配置されていることを条件とする。②複数の看護職が発表者やファシリテーターなどの役割を果たしているグループワーク、事例検討会、ワークショップ、ロールプレイ、演習が含まれる。但し、看護の学びが得られるように次の2点は必須とする。 a.会の進行およびまとめは看護職が行う。 b.参加人数に応じ適切な看護職のファシリテーターの人数を配置すること

注2)認定基準2, 3を満たし、挨拶・休憩の時間をのぞいた研修時間を実質研修時間とする。

詳細は看護の時間の考え方へ

【共催申請資格条件】

団体が主催する研修会か？団体が主催する場合、共催基準1～7すべてを満たす団体か？

共催基準1:団体の代表者が日本糖尿病教育・看護学会正会員であり、看護職である
 共催基準2:会則または規約があり、会の目的に看護職の知識・技術の向上に資する内容が含まれる
 共催基準3:役員名簿がある
 共催基準4:年会費または参加費を徴収している
 共催基準5:収支報告がある
 共催基準6:年1回以上、研修会などの行事を開催している
 共催基準7:企業が共催する場合、その企業は日本糖尿病教育・看護学会の賛助会員である。

NO

YES

主催者申請可
その場合の単位換算

(当学会との)共催申請可
その場合の単位換算

主催者申請
例(注意点)
はこちら

・1.5時間以上3.0時間未満:0.5単位
 ・3.0時間以上6.0時間未満:1単位
 ・6.0時間以上:2単位

・1.5時間以上3.0時間未満:1単位
 ・3.0時間以上4.5時間未満:2単位
 ・4.5時間以上6時間未満:3単位
 ・6.0時間以上:4単位

共催申請例
(注意点)
はこちら